国民経済計算研究会

2004.11.20

FISIM(間接的に計測される金融仲介サービス)をめぐって レジュメ

0.はじめに

1.SNAの(二重の)「生産境界」の議論から。利子そのものは、財産所得であるから、銀 行が何らかの生産を行なっていると主張する場合、それが「第三者基準」(ひとにやっても らうことができること)を満たすプロセスないし活動をもつこと、さらに、それが「体系 の生産境界」に属すべき理由が示されなければならない。投入として貨幣賃金を支払われ る労働投入や資本があるのに、産出として明示的に料金を支払われる手数料(為替関係他) だけを計上するのはバランスが悪い。(「覚え書き」3頁を見よ。)

2.旧(53) SNA では、預金者が貸出利子全体を獲得する < 権利 > をもっていると考えら れていた。実際に得られる預金利子との差額が「帰属利子」と呼ばれていた。それによっ て、銀行の「帰属サービス」を購入したものとしてみなされていた。「帰属利子」が所得側 の帰属であることに注意する。帰属サービスを最終項目に配分する度合いに応じて、GDP (GNP)を膨らませていたことになる。新(68)SNA 段階 = わが国の現行の取り扱いでは、 帰属サービスは名目産業の中間消費であるから、GDP を変えない。金融センターをもつ小 国(ルクセンブルク等)の「悪夢」の問題から、GDP に影響を与えるべきであるというよ うに議論が変わってきた。EU 財政規律の関連もありそう。利子差の動向に GDP 中心で行 なわれる景気判断が左右されることに関する懸念もある。

3「マージン産業」という慣行。卸・小売業、不動産業そして金融仲介機関。一種の" anomaly " を排除する意図がある。その場合、統計単位のあいだに境界線が引かれて、その境界内の 産出計測方法が境界外と異なる。(「覚え書き」付録によって、その境界線の位置がわかる。 事業所・活動型単位でなく、制度単位の間に引かれていることがわかる。)しかし、企業が 金融機関的業務を兼業することはよくある。単に、金融資産をもち、負債を負うことはど の企業でもやるだろう。いまのところ、非自律の年金基金(non-autonomous pension funds) は通常の企業が兼業しているものと見られるので、金融仲介を営む組織としての特別な取 り扱いは行なわれない。

4.金融仲介機関(financial intermediaries)とは何か?「金融仲介活動とは、市場における金融取引に従事することで金融資産を取得することを目的として、自己勘定で負債を 負う制度単位の生産的活動と定義する」(93SNA para.4.78)。「金融機関部門(financial corporation sector)は、主に金融仲介活動または、金融仲介業務に密接に関連した補助的 金融活動に従事しているすべての居住者である法人・準法人企業により構成されている」 (para.4.77)。したがって、仲介料をとって、市場での出会いをつけるブローカー(ある種 の短資会社)は、93SNA 上の金融仲介機関ではない。また、(金融仲介活動もやっている だろうが)証券会社は金融仲介機関ではない(わが国の資金循環勘定慣行を根拠に国民勘 定統計の実施方法を決めることはできない)。

	68SNA	93SNA	EU 案
計測対象(制度)単	銀行類似金融機関	より広い金融仲介機	同左。
位		関	
測度	グローバル FISIM	同左。	トータル FISIM。配
	4 頁の式		分されたかたちで定
			義されている。8 頁の
			(2)式。
配分先	配分しない。名目産	参照利子率を使った	最終消費、中間消費、
	業の中間消費。	配分が勧告された	輸出に配分。
		が、不可能。8頁 - 9	
		頁。	
運用側	受取財産所得。自己	同左。	貸付に限定。自己資
	資金分を除く。		金でもよい。
調達側	預金利子。	利子。	預金利子。
参照利子率		インターバンクレー	計算上のインターバ
		ト、中央銀行貸出レ	ンクレート。計算式
		- F 。	は、7 頁にある。
中央銀行		通常通り適用	費用側から測定。

5. EUの動向と68SNA、93SNA、EU案のまとめ

6.利子フローの記録に及ぼす深刻な影響。参照利子率とは、資金を借りることに伴う純 粋費用 すなわち、リスク・プレミアムを最大限取り除き、さらに、いかなる仲介サー ビスも含まない利子率 のことである。どのような期間を念頭に置いているか不明の面 もあるが。金融仲介機関が介在した利子フローを参照利子率に対応するフローに置き換え ている。国際収支統計等、国民勘定統計を超えた影響をもつ。現実のさまざまな利子率の 動きで、サービスが含まれているものと、そうでないものとの区別があるのか?分析の要 あり。 7.リスク・プレミアムの処理に成功していないのではないか?サービスに含まれている と見ざるをえない。保険会社を兼業しているとみると、保険サービスの測定方法と矛盾す る。保険料部分だけがカウントされていて、保険金に当たる部分が考慮されていない。た とえば、不良債権の償却。

8.現実の利子率 = 参照利子率 + サービス料であるが、他の移転要素は介在しないのか? 法外な利子率は、サービス市場の不完全性に伴う独占価格のたぐいと見られてしまう(Hill, "Interest in National Accounts")。日本古代の「出挙(すいこ)」は、公的機関によって行 なわれた場合、実質的には税。インフレの存在する時期には、資本移転の要素がありうる (Hill, op. cit.)。

9.機会費用(逸失利益、ユーザーコスト)の観点と参照利子率を用いた FISIM 測定方法 との関係。参照利子率を用いた FISIM 測定は、機会費用を利用した金融仲介機関の産出測 定の特別な場合と見られるであろう。

10.EU提案の実質測度について。料率の問題+。「覚え書き」14-16頁。

提案

A)金融仲介機関の実質産出測度は、政府サービスと類似の方式で費用側から計測されるべきである。「資金運用部」を金融仲介機関と見るか、政府の一部と見るか、明確な根拠があるか?

B-1)金融仲介機関の名目産出測度は、政府サービスと類似の方式で費用側から計測され るべきである。

B-2)中央銀行を含む公的金融仲介機関の名目産出測度は、政府サービスと類似の方式で 費用側から計測されるべきである。民間金融仲介機関の名目産出測度は、明示的サービス 料、伝統的帰属サービスを含むべきである。 金融仲介機関の果たしている社会的機能に 注目すると、その機能を民間主体が果たすために要求している金額が必要な名目産出測度 であろう。

B-3)前項中の民間金融仲介機関の名目産出測度は、明示的サービス料、伝統的帰属サ ービスのほか、さらに、保有利得-損失など、すべての収益・損失項目を包括する測度で あるべきである。 民間金融仲介機関にとって、その収益源が利し差であるか、他の源泉 であるか、区別はない。

C) 政府サービスにも財・サービスの市場向け販売があるように、金融仲介機関の個別的サ ービスのなかで、機会費用が明確に測定できるものがあれば、切り離して表章する。この 部分は配分される。(実質化は EU 方式。)残りは、(最終)自己消費。 Lequiller 氏(OECD)を含む会合のさいに用意したメモより

1. Fictional interest flows replacing actual flows: Much influence on other statistics including BOP.

2. Not so successful treatment of risk premium elements.

3. Activities of some FI are very similar to those of the government, noticing that public financial corporations are more or less like government institutions.

4. Services on the lending side are very obscure. Are they really individual (not collective) type services? Aren't they only allocation of socially available fund to industries?